



島根県報

令和7年4月1日（火）

第 6 0 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	3
洪水浸水想定区域の変更	（河 川 課）	3

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	3
---------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県税務総合オンラインシステム基盤構築及び保守業務に係る随意契約の相手方等	（税 務 課）	4
令和7年度島根県立水泳プール移動型表示盤調達に係る一般競争入札の実施	（島根かみあり国スポ・全スポ準備室）	4
島根県立宍道高等学校校舎の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（教 育 施 設 課）	7

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	9
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	11
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体	12
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体	12
政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体	12

【正 誤】

令和7年3月21日付け島根県報号外第28号中	（人 事 委 員 会）	13
------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第206号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

出雲市塩津町小谷632、朝山町向森1131、1137、1563、1565、佐田町朝原山根520-3、1559-2、1560-1、大社町杵築北クドレ3175-5

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第207号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

シティパーク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社しまむら 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1 代表取締役 鈴木 誠

（変更後）株式会社しまむら 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1 代表取締役 高橋 維一郎

(4) 変更の年月日

令和7年2月21日

2 届出年月日

令和7年3月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第208号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
高津川森林組合	令和6年度	4枚	1冊	道川3	令和7年3月21日
隠岐の島町	令和3年度～5年度	27枚	1冊	上西②	令和7年3月21日

島根県告示第209号

令和2年島根県告示第416号で指定した洪水浸水想定区域を変更したので、一級河川斐伊川水系神戸川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を水防法（昭和24年法律第193号）第14条第5項において準用する同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
鹿足郡吉賀町広石1番1、2番1、3番1、4番2、5番2、14番1、15番
面積 8,868.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿足郡吉賀町抜月44番地2
株式会社 ロディック
代表取締役 正木 和男

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県税務総合オンラインシステム基盤構築及び保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
しまね税務総合オンラインシステム共同企業体
代表者 富士通 J a p a n 株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤 勝治
島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 F L C S 株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
135,758,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
移動型表示盤 2台
 - (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月19日（木）

(4) 納入場所

島根県松江市上乃木10丁目4番2号（島根県立水泳プール）

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「6 図書・教材類」小分類「(3)運動用具・レジャー用品」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-0876 島根県松江市黒田町488-2

島根県環境生活部島根かみあり国スポ・全スポ準備室

電話 0852-67-4134 F A X 0852-67-4147

電子メール kokumin-sports@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年4月28日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和7年4月28日（月）までの間

ただし、イの(ア)の場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和7年4月24日（木）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年4月30日（水）午前9時から同年5月1日（木）午後4時まで（同年4月30日午後5時から同年5月1日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年5月1日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年5月1日（木）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月2日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県環境生活部島根かみあり国スポ・全スポ準備室に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Two mobile scoreboards

(2) Bidding Submission Period : From Wednesday, 30 April 2025, at 9 : 00 a.m. to Thursday, 1 May 2025, at 4 : 00 p.m. (excluding the period from 5 : 00 p.m. on 30 April to 9 : 00 a.m. on 1 May).

For bids submitted by post (limited to those with delivery records, such as registered mail), the deadline is noon on Thursday, 1 May 2025.

(3) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. on Friday, 2 May 2025

(4) Contact information regarding bidding : Shimane KAMIARI National Sports Festival Preparation Office, Department of Environment and Civic Affairs, Shimane Prefecture Government 488-2 Kurodacho, Matsue City, Shimane 690-0876

TEL : 0852-67-4134

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和7年4月1日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立宍道高等学校校舎 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃借物件設置期限

令和8年2月27日

(4) 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

(5) 賃借物件撤去期限

令和18年6月30日

(6) 設置場所

島根県松江市宍道町宍道1586 島根県立宍道高等学校敷地内

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(9)その他」に登録されている者であること。
- (5) 本公告に示した賃借物件の設置及び撤去が履行期限までに十分に可能な者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6602

電子メール shisetsu@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年4月1日（火）から同月24日（木）午後5時までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する入札説明書閲覧申請書を提出した者に交付する。

(3) 入札書の提出期限等

日時 令和7年5月12日（月）午前10時まで（郵便による入札にあつては、同日午前9時必着。ただし、郵便は書留等配達記録が残るものに限る。）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 602会議室（郵便による入札にあつては、4の(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和7年5月12日（月）午前10時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 602会議室

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2第1号及び第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告の4の(1)の場所に令和7年4月24日(木)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied : Shimane Prefectural Shinji High School building , 1 set

Period of Lease : From April 1, 2026 To March 31, 2036

Desired Date of Completion : February 27, 2026

Location of Installation : Shimane Prefectural Shinji High School 1586 shinji, shinji-cho, Matsue-shi, Shimane-ken, 699-0492

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. 12 May 2025

(Applications by mail must arrive at the following office by 9 : 00 a.m. 12 May 2025)

(3) Please tender all information to : Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

TEL : 0852-22-6602

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 その他の政治団体

(1) 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	届出年月日
出川桃子島根県後援会	細田 重雄	園山 繁	松江市灘町1-7 松江プラザビル7F	出川 桃子、参議院議員	令和7年3月21日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤かずひこ後援会	土江 博美	永瀬 啓治	松江市宍道町佐々布1532-1	令和7年3月5日
中澄政彦後援会	中澄 政彦	中澄 亜沙	松江市東出雲町春日178-25	令和7年3月6日
吉田一世後援会	吉田 一世	大崎 一威	松江市北田町228-1 北田町テナント	令和7年3月11日
西村まりこ後援会	西村 万里子	西村 万里子	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津の四117-3	令和7年3月13日

島根県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
立憲民主党島根県第2区総支部	大塚 聡子	主たる事務所の所在地	出雲市塩冶町南町3丁目2番地3 プレジオ104号室	江津市和木町610-3	令和7年2月23日
自由民主党島根県ときわ会支部	糸原 操	代表者の氏名	糸原 操	藤原 勝利	令和6年10月1日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	

日本臨床検査技師連盟島根県支部	青戸 正樹	会計責任者の氏名	高野 智晴	見山 晋一	令和7年2月17日
島根ビルメンテナンス政治連盟	景山 慶一	代表者の氏名	景山 慶一	土江 孝夫	令和7年2月21日
		会計責任者の氏名	岡 章弘	山延 祐也	
ひの千晴後援会	樋野 千晴	主たる事務所の所在地	出雲市斐川町荘原3836番地12	出雲市斐川町荘原3899	令和7年3月3日
新田誠後援会	新田 誠	主たる事務所の所在地	雲南市大東町下阿用316番地6	雲南市大東町飯田41番地12	令和7年2月1日
新田誠後援会 新誠会	恩田 肇	主たる事務所の所在地	雲南市大東町下阿用316番地6	雲南市大東町飯田41番地12	令和7年2月1日
竹部貴博後援会	竹部 貴博	代表者の氏名	竹部 貴博	上代 純子	令和7年3月3日
		主たる事務所の所在地	雲南市三刀屋町三刀屋271-1	雲南市三刀屋町三刀屋1112	
かもと祐一後援会	嘉本 祐一	主たる事務所の所在地	安来市安来町874-23	安来市西赤江町824-92	令和7年1月10日
島根県土地改良推進連盟	生越 俊一	会計責任者の氏名	田中 明美	山根 成二	令和7年2月6日
鶴原よしなり後援会	永瀬 広幸	代表者の氏名	永瀬 広幸	福間 庸浩	令和6年9月1日
細木明美後援会	安達 一郎	主たる事務所の所在地	松江市鹿島町佐陀本郷27-3	松江市鹿島町佐陀本郷624-3	令和7年2月22日

島根県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党島根県電気通信支部	足立 一政	令和6年12月31日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
島魂クラブ	佐々木 雅秀	令和6年12月31日
田畑敬二後援会	山本 利男	令和7年2月20日
三谷たけし後援会	三谷 和也	令和6年12月31日
新田誠後援会	新田 誠	令和7年3月10日

新田誠後援会 新誠会	恩田 肇	令和7年3月10日
雲見竜也後援会	勝部 高英	令和6年10月1日
日本第一党島根県本部	勝部 高英	令和6年10月1日
和田まさひろ後援会	石川 恭平	令和6年12月31日
鶴原よしなり後援会	永瀬 広幸	令和7年3月17日

島根県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
落合 孝行	奥出雲町議会議員	落合孝行後援会	仁多郡奥出雲町三成661番地1	落合 孝行	令和7年3月7日

島根県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
樋野 千晴	ひの千晴後援会	主たる事務所の所在地	出雲市斐川町莊原3836番地12	出雲市斐川町莊原3899	令和7年3月3日
新田 誠	新田誠後援会	主たる事務所の所在地	雲南市大東町下阿用316番地6	雲南市大東町飯田41番地12	令和7年2月1日
嘉本 祐一	かもと祐一後援会	主たる事務所の所在地	安来市安来町874-23	安来市西赤江町824-92	令和7年1月10日

島根県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
新田 誠	新田誠後援会	令和7年3月10日

正 誤

令和7年3月21日付け島根県報号外第28号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から11	次項	(次項
4	下から14	以下この条」を「次号	こと (以下この条)」を「こと (次号
40	上から22	削除	削除